

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他(軽油引取税)</span>	
要望項目名	軽油先物取引の適正かつ円滑な実施のための軽油引取税に係る所要の措置	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>商品取引所における軽油先物取引については、平成15年に上場されたものの、脱税等の不当行為を防止する観点から、受渡参加者、取引形態、取引量が厳しく制限されており、市場流動性が乏しく、上場3年後の平成18年に取引休止となった。</p> <p>今般、現物受渡の当事者間で相手を確実に認識（通知）するよう取引所の規則を改正（ ）し、当事者間における税務上の処理を可能とすることにより（当該方法において地方税法の改正は行わない）漏れの無い徴税を担保することを通じ、受渡参加者、取引形態、取引量の制限を緩和し、軽油先物取引を再開する。</p> <p>このため、脱税防止を徹底しつつ、十分な市場流動性を確保できる形で軽油先物取引を再開できるよう、税制上の措置の必要性を見極めた上で、必要な場合は、軽油引取税の徴税方法等に係る所要の見直しを行う。</p> <p>（ ）前回上場時は、現物受渡の当事者間で相手方を認識し得ないケースがあったが、これに対する特段の規則改正等は行わず、取引所を介して受渡の当事者を都道府県に報告する運営とした。</p>	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">軽油引取税（地方税法第144条の2、第144条の14）</span>	
要望理由	軽油引取税の脱税の防止及び、軽油の透明かつ公正な価格の形成を通じた、我が国における石油の安定供給及び石油関連産業・石油製品需要家の事業リスクの安定化を図るため。	
減収見込額	（初年度）	（平年度）  （単位：百万円）
地方税以外の措置	既存	・ 国税  ・ 融資、補助金その他
	22年度 の望	・ 国税  ・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯		
本要望に対応する縮減案		